

介護職員等処遇改善加算について

当法人では、介護職員等処遇改善加算について下記の通り算定しています。

◇ 介護職員等処遇改善加算の取得状況は以下のとおり。

介護老人福祉施設、短期入所生活介護	加算（Ⅰ）	14.0%
介護老人保健施設、短期入所療養介護	加算（Ⅰ）	7.5%
通所リハビリテーション	加算（Ⅰ）	8.6%
認知症対応型共同生活介護	加算（Ⅰ）	18.6%
通所介護、通所型サービス（総合事業）	加算（Ⅰ）	9.2%
認知症対応型通所介護	加算（Ⅰ）	18.1%
訪問介護、訪問型サービス（総合事業）	加算（Ⅰ）	24.5%
身障居宅介護、精神居宅介護	加算（Ⅰ）	41.7%
重度訪問介護	加算（Ⅰ）	34.3%

◇ 職場環境等要件の実施項目は以下のとおり。

◆ 入職促進に向けた取組

- 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化。
- 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築。
- 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施。

◆ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。
- 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保。

◆ 両立支援・多様な働き方の推進

- 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実。
- 職員の事情等状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度の整備

◆ 腰痛を含む心身の健康管理

- 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。

◆ 生産性向上のための業務改善の取組

- 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている。
- 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している。
- 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減。
- 業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
- 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行う ICT インフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施。

◆ やりがい・働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。
- 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供。